

青森県報

第四千六百六十三号

平成二十八年
六月二十二日
(水曜日)

目次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更……………	(税務課) …… 一
生活保護法による介護機関の指定……………	(健康福祉課) …… 二
右 同……………	(同) …… 二
生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 二
生活保護法による指定介護機関の名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………	(同) …… 五
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 五

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高年齢福祉課) …… 六
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) …… 六
保安林の指定施業要件の変更予定……………	(林政課) …… 六

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生化課) …… 七
建設業者の許可の取消し……………	(西地域局) …… 七
右 同……………	(上地域局) …… 七
右 同……………	(下地域局) …… 八
出先機関……………	(同) …… 八
土地改良区の役員の就任及び退任……………	(三地域局) …… 八

告 示

青森県告示第四百三十一号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	株式会社深川商會	深川 藤次郎	八戸市大字鮫町字中道一〇の二三	平成 二〇一六・四・三〇
変更後		深川 修一		

青森県告示第四百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社アクテイ	八戸市青葉二丁目二〇の三	居宅療養管理指導	あすなる薬局	八戸市青葉二丁目二〇の三	平成二六・五一
株式会社コソカ・ライフサポート	八戸市一番町二丁目三の一	訪問介護	ケア・ステーション 浄信館 ターナルパーセン	八戸市一番町二丁目三の一	平成二六・五四

青森県告示第四百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所所在地	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社アクテイ	八戸市青葉二丁目二〇の三	介護予防居宅療養管理指導	あすなる薬局	八戸市青葉二丁目二〇の三	平成二六・五一

株式会社コソカ・ライフサポート	八戸市一番町二丁目三の一	訪問介護	ケア・ステーション 浄信館 ターナルパーセン	八戸市一番町二丁目三の一	平成二六・五四
-----------------	--------------	------	------------------------	--------------	---------

青森県告示第四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	変 更 日
社会福祉法人 福祉の里	株式会社アイセイ東北	八戸市大字 門前九の	八戸市大字 門前九の	社会福祉法人 三笠苑	弘前市大字 堀越字柳元	居宅介護事業の種類	平成二六・五一
訪問看護	ケイ薬局 是川店	ケイ薬局 是川店	ケイ薬局 是川店	居宅療養管理指導	三笠ホーム ケアクリムニツク	居宅介護事業所	平成二六・五一
十和田市 道字切田の	十和田市 一丁目三三の	十和田市 道字切田の	十和田市 一丁目三三の	訪問看護	弘前市大字 松森町五三	居宅介護事業所	平成二六・五一

区 分	
名 称	介 護 予 防 事 業 者
主たる所在地	
類 別	介 護 予 防 業 務 の 種 類
名 称	介 護 予 防 事 業 所
所 在 地	
変 更 日	

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十二日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
森ア株 ライ式 フ会社 青ケ	い株 株式 会社 あ	い株 株式 会社 あ	あ有 限会 社 い	"	"
三青 森市 五卸 の町	一舞 戸沢 四町 二大 の北	一舞 戸沢 四町 二大 の北	名赤 原石 二沢 六町 三大字	"	"
訪問 介護			通所 介護		訪問 介護
所森ア株 大ライ式 畑フ会社 営青ケ	サあ ーい ビデ ス	セあ ンサ ーイ ビ骨 スデ	セあ ンサ ーイ ビ骨 スデ	セム ンヘ タル パー	十和 田ホ ー
二町 の中 一島 一畑	三町 の新 五町 一○ 畑	一舞 戸沢 四町 二大 の北	一富 田舞 五戸 三沢 の三 下字	二道 一〇 〇字 の横	一町 三西 の和 三三 丁目 六市 元
六・四・一		在名 地称 ・事 ・業 所	在名 地称 ・事 ・業 所	"	"

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
森ア株 ライ式 フ会社 青ケ	い株 株式 会社 あ	あ有 限会 社 い	"	人社 福会 祉福 里法	イ株 セ式 イ会 東北 社ア	人社 三会 笠福 笠法	三青 森市 五卸 の町	一舞 戸沢 四町 二大 の北	名赤 原石 二沢 六町 三大字	二道 一〇 〇字 の横	二堀 九三 の柳 一元	
訪問 介護 介護		通所 介護 介護	訪問 介護 介護	訪問 看護 看護	"	管居 理宅 指療 導養 防	二町 の中 一島 一畑	三町 の新 五町 一○ 畑	一舞 戸沢 四町 二大 の北	一富 田舞 五戸 三沢 の三 下字	二道 一〇 〇字 の横	一町 三西 の和 三三 丁目 六市 元
所森ア株 大ライ式 畑フ会社 営青ケ	サあ ーい ビデ ス	セあ ンサ ーイ ビ骨 スデ	セム ンヘ タル パー	シ看 ヨ護 ンス ステ ー	局アイ 是川セ 店イ東 薬北	川ケ 店イ 薬局 是	二町 の中 一島 一畑	三町 の新 五町 一○ 畑	一舞 戸沢 四町 二大 の北	一富 田舞 五戸 三沢 の三 下字	二道 一〇 〇字 の横	一町 三西 の和 三三 丁目 六市 元
六・四・一		在名 地称 ・事 ・業 所	"	六・五・一	六・四・一	六・四・一	六・四・一	六・四・一	六・五・一	六・四・一	三・三・一	

青森県告示第四百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護支援事業者
株式会社ケ アライフ青 森	株式会社ケ アライフ青 森	主たる事務所 の所在地	居宅介護支援事業所
青森市卸町三 の五	株式会社ケ アライフ青 森大畑営業 所	所在地	年月日 変更
	むつ市大畑町新 町一〇三の五		平成 二六・四・一
	むつ市大畑町中 島一三二の一		

青森県告示第四百三十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
株式会社あ い	有限会社い あ	"	"	社会福祉法人 福祉の里	株式会社ア セイ東北	社会福祉法人 笠笹苑	社会福祉法人 笠笹苑	名称	居宅介護事業 者の	名称	居宅介護事業 所の
西津軽郡大鰐 市舞戸町四 一	西津軽郡大鰐 市赤原町二 六三	"	"	十和田市大 字切田の横 二二〇〇	八戸市大字 門前九の沙 一	弘前市大字 堀越三の柳 二九三	平和館九 五	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種類	名称	居宅介護事業 所の
通所介護	訪問介護	訪問介護	訪問看護	訪問看護	"	居宅療養 管理指導	居宅療養 管理指導	居宅介護 事業の種類	居宅介護 事業の種類	名称	居宅介護事業 所の
あいデイ サービス	あい接骨 センター	十和田市ホ ール	十和田市ホ ール	十和田市訪 問センター	ケイ薬局 川店	三笠ホーム ケアクリ ム	ケイ薬局 川店	名称	居宅介護事業 所の	名称	居宅介護事業 所の
西津軽郡大鰐 市舞戸町四 一	西津軽郡大鰐 市舞戸町五 三	十和田市大 字切田の横 二二〇〇	十和田市大 字切田の横 一三三	十和田市大 字切田の横 二二〇〇	八戸市是川 四丁目二の 四	弘前市大字 松森町五三 の二	八戸市是川 四丁目二の 四	所在地	居宅介護事業 所の	所在地	居宅介護事業 所の
所在地（事業 所）	所在地（事業 所）	"	"	所在地（事業 所）	所在地（事業 所）	所在地（事業 所）	所在地（事業 所）	年月日 変更	年月日 変更	所在地（事業 所）	年月日 変更

青森県告示第四百三十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び所在地並びに介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
株式会社アイセイ東北	社会福祉法人三笠苑	弘前市大字堀越字柳元二九三の一	弘前市大字堀越字柳元二九三の一	名 称	介護予防事業者
八戸市大字田向字毘沙門前九の一	平和川市館田五和田一九	介護予防施設管理指導	介護予防施設管理指導	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類
ケイ薬局是川店	三笠ホームケアクリニック	弘前市大字松森町五三の二	弘前市大字松森町五三の二	名 称	介護予防事業所
アイセイ薬局是川店	三笠ホームケアクリニック	弘前市大字松森町五三の二	弘前市大字松森町五三の二	所 在 地	
三・四・一	三・三・一	平成	平成	年 月 日	変 更

変更後	変更前
株式会社青森ライフ青森	株式会社青森ライフ青森
青森市卸町三の五	青森市卸町三の五
訪問介護	訪問介護
株式会社青森ライフ青森大畑営業所	株式会社青森ライフ青森大畑営業所
むつ市大畑一丁目五〇	むつ市大畑一丁目五〇
三・四・一	三・四・一

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社青森ライフ青森	株式会社あい	青森市卸町三の五	西津軽郡舞戸町北字舞戸四二の二	訪問介護	訪問介護	株式会社青森ライフ青森大畑営業所	株式会社あい接骨センター
むつ市大畑一丁目五〇	西津軽郡舞戸町北字舞戸四二の二	訪問介護	西津軽郡舞戸町北字舞戸四二の二	訪問介護	訪問介護	株式会社青森ライフ青森大畑営業所	株式会社あい接骨センター
三・四・一	三・四・一	三・四・一	三・四・一	三・四・一	三・四・一	三・四・一	三・四・一

青森県告示第四百三十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居室介護支援事業所の所在地を変更した

旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護支援事業者
株式会社アライフ青森	株式会社アライフ青森	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
青森市幸畑二丁目六の一〇	青森市卸町三の五	名称	名称
青森市幸畑二丁目六の一〇	青森市卸町三の五	所在地	所在地
平成二六・四・一	平成二六・四・一	年月日	年月日

青森県告示第四百四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定期間
株式会社あすら	青森市幸畑二丁目六の一〇	訪問介護	ヘルパーズあすなろ	むつ市大畑町新町一三〇	平成二六・六・一〇	

青森県告示第四百四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	指定介護予防サービスの事業者	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定期間
株式会社あすら	青森市幸畑二丁目六の一〇	訪問介護	ヘルパーズあすなろ	むつ市大畑町新町一三〇	平成二六・六・一〇	

青森県告示第四百四十二号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三村 申 吾

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 三戸郡新郷村大字戸来字石無坂九の一から九の六まで、九の一、九の二、一〇の一から一〇の三まで、一一の一、一二の二、一二の三
- 二 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 三 変更後の指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十八年六月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スマイルラボ

三 代表者の氏名

新屋敷 慶子

四 主たる事務所の所在地

十和田市元町西一丁目六の一八

五 定款に記載された目的

この法人は、自殺率が高いという本県の課題に対し、多様な人々が、共に笑い合
い、認め合い、励まし合い、支え合う、生き心地の良い「笑顔溢れるまち」を願
い、自殺を予防し生きる為に必要な技術の普及啓発、自ら行動する個人・団体の育成及
び連携・連帯の促進、相互支援を通じてより一層の地域活動の充実・発展をはかり、
更に広い地域活動への支援、政策提言、協働の実現を重ね、もって、個人一人ひと
りが主人公として幸せと心の豊かさを実感できるまちづくりに寄与することを目的
とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小野建築

二 氏名 小野 道人

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡深浦町大字深浦字岡町三四の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二三)第一五六二二号

五 取消年月日 平成二十八年五月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十八年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ
り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり
建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 システムD

二 氏名 久保田 大

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字北平一四七の六五四

四 許可番号 青森県知事許可(般 二五)第五〇〇五三八号

五 取消年月日 平成二十八年六月一日

六 取消しに係る建設業の許可

内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年六月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社船水電機商会
- 二 代表者の氏名 船水 幸子
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字大間平三一の七八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第九九八六号
- 五 取消年月日 平成二十八年六月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十八年三月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、福地土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年六月二十二日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

役員別の氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事 松村 範明	三戸郡南部町大字苫米地字下宿二	平成 二八年 六月一 日就任
庭田 正男	字明戸一七の一	〃
高橋 勝敏	大字高橋字中道二二	〃
川井 健雄	大字福田字西久根四三の一	〃
藤田 博康	字町中一四	〃
久保田勝雄	大字森越字町小路一八の一	〃
高橋万寿治	大字高橋字高橋七の二	〃
森林 順作	大字片岸字夏沢道添二七の三	〃
庭田 正人	大字苫米地字後小路六の二	〃
高橋 仁	大字小泉字上館野八の四	〃
夏堀 庸宣	大字苫米地字町中二一	〃
松村 一実	大字片岸字砂押七の一	〃
庭田 稔	大字苫米地字下宿四	〃
庭田 豊	字山道三二の一	〃
岩間 正明	大字森越字向館場四〇	〃
松村 範明	大字苫米地字下宿二	〃
庭田 正男	字明戸一七の一	〃
高橋 勝敏	大字高橋字中道二二	〃
川井 健雄	大字福田字西久根四三の一	〃
藤田 博康	字町中一四	〃
磯川 齊	大字森越字前田一三	〃
福田 修	大字小泉字内上平五二の一	〃
森林 順作	大字片岸字夏沢道添二七の三	〃
庭田 豊茂	大字苫米地字後小路六の一	〃
夏堀 敏	字大在家五の一	〃
高橋 仁	大字小泉字上館野八の四	〃
川守田 亮	大字苫米地字明戸二一	〃
庭田 正人	字後小路六の二	〃
久保田勝雄	大字森越字町小路一八の一	〃

（発行所・発行人）青森市長島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）青森市第一問屋町一丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭